

禁止される寄附の例

寸志・差し入れ

入学祝・卒業祝

お中元・お歳暮・お年賀

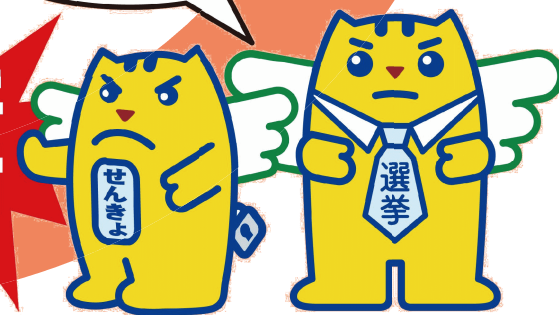
宗教団体への寄進

結婚祝い・香典

花輪・供花

寄附は
有権者が求めるのも
受け取るのもダメ!

寄附



政治家は、選挙区内の人にお金や品物を贈ったり、年賀状などのあいさつ状を出したりすることが禁止されています。また、有権者が政治家に寄附を求めることも禁止されています。

例えば、議員が町内のお祭り、会合、スポーツ大会、親睦旅行などに対して、寄附やお祝い、飲食物の差し入れ等をする、違法行為として罰されます。

自治会や各種団体等での行事や催しを政治家に案内する際には、参加に必要な経費分の会費等を明示しましょう。

政治家の寄附は

禁止



有権者が政治家に寄附を求めることも
法律で禁止されています

政治家が有権者に寄附をすること
有権者が政治家に寄附を求めることは
どちらも法律で禁止されており、
これらによって処罰されると

公民権が停止

されます。

函館市選挙管理委員会

寄附禁止の例外

政治家が選挙区内の有権者に寄附をすることは「原則的に」禁止されていますが、以下の事例のように「例外的に」認められているものや、罰則の適用がないものがあります。

親族への寄附

政治家から自分の親族（配偶者および6親等以内の血族、3親等以内の姻族）に対する寄附は差し支えありません。

正規の会費を支払うこと

町内会費などを支払うことや、会費制の結婚式に出席するなど、他の参加者と同額の会費を支払って参加することは寄附にあたりません。

なお、会合等に無料招待された際に「他の参加者と同額の会費」を支払うことは認められていますが、それ以上の金額（物品等を含む）を支払うことは禁止されています。会費制でない会合については、実費相当額の支払いであっても禁止された寄附にあたります。

また、祭り等の諸行事において臨時に寄附を募る場合に、町内に住む政治家に対して要求することは禁止されています。

政党への寄附

政党・政治団体への寄附は差し支えありません。
また、自らの後援団体に対する寄付は、任期満了日の90日前から選挙期日までの期間を除いて、行うことができます。



政治家自らが結婚式や葬儀に出席して祝儀・香典を出すこと

代理人が出席する場合や、事前あるいは事後に贈ることは禁止されています。

また、祝儀には物品を含みますが、香典にはお線香や供花、花輪等は含まれないので、これらについては禁止されています。

政治教育集会に関する必要やむを得ない実費補償

政治教育集会のための会場費や、送迎のためのバスをチャーターすることは認められています。

※ 政治家が集会の名目で酒食を提供したり演劇を鑑賞させるなどを行うことは、「供応接待」として禁止されています。

選挙区外の者への寄附

市長や市議会議員がほかの市区町村に居住する者（法人などを含む）に寄付することは禁止されていません。

※ 選挙区外の者が選挙区内に滞在している時に行う寄附は禁止されています。

政治家自身が喪主を務める葬儀等で僧侶等にお布施を支払うこと

読経などに対する報酬として行うものであれば、債務の履行にあたり、禁止された寄附にはあたりません。

※ 社寺の修復などのために寄進を行うことは、他の檀家・氏子等がみな寄進する場合であっても、罰則の対象になります。

政治家は寄附を贈らない 有権者は寄附を求めない 政治家からの寄附は受け取らない